

中小企業雇用創出等能力開発助成金のご案内

※平成22年4月1日現在の内容です。

中小企業雇用創出等能力開発助成金の概要

都道府県知事から改善計画の認定を受けた個別中小企業者又は事業協同組合等の構成中小企業者が、当該改善計画に基づき、高度な人材の確保、新分野への進出又は青少年(※1)の実践的な職業能力の習得を図るために従業員(内定者にあつては支給申請時までに雇用保険の被保険者になることが必要です。)に対し職業訓練等を実施した場合、これに係る経費及び賃金の一部を助成します。(※1)15歳以上40歳未満の方をいいます。

中小企業雇用創出等能力開発助成金を活用できる事業主

次のいずれにも該当する中小企業(※2)の事業主であつて、あらかじめ、独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」といいます。)各都道府県センターの受給資格認定を受けていることが必要です。ただし、新分野進出等に係る改善計画の認定を受けた場合は、中小企業基盤人材確保助成金と同じ要件を満たす中小企業者に限ります。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 都道府県知事から「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画(※3)の認定を受けた個別中小企業者又は事業協同組合等の構成中小企業者であること。
- (3) 職業能力開発推進者を選任し、職業能力開発サービスセンターに選任調べを提出していること。
- (4) 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画を作成している事業主であること。
- (5) 事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であつて、当該計画の内容を従業員に対して周知している事業主であること。
- (6) 事業主の命令による職業訓練等を受けさせる場合は、職業訓練等を受けさせる期間において、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払っていること。
- (7) 従業員の申し出により職業訓練等を受けるための職業能力開発休暇を与える場合は、職業能力開発休暇期間において、労働協約又は就業規則等に定めた賃金を支払っていること。
- (8) 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと。
- (9) 過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金の不正受給を行つたことがないこと。
- (10) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち、店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと。

(※2) 中小企業の区分は、下表によって判断します。企業の主たる事業の区分ごとに、「A企業の資本の額又は出資の総額」若しくは「B企業全体で常時雇用する労働者の数」のいずれか一方に当てはまる企業が中小企業となります。

主たる事業	A 企業の資本の額又は出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
製造業・建設業・運輸業その他	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

(※3) 「改善計画」とは・・・

雇用管理の改善を実施することにより、

- イ 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保
- ロ 新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始による良好な雇用の機会の創出
- ハ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出

に資するものについての計画をいいます。

雇用管理の改善項目は、①労働時間等の設定の改善、②男女の雇用均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援、③職場環境の改善、④福利厚生の充実、⑤募集・採用の改善、⑥教育訓練の充実又は⑦その他雇用管理の改善の7項目があり、本助成金の対象となる事業主は、⑥教育訓練の充実に取り組み、上記イからハを目指す事業主です。改善計画の認定については、各都道府県にお問い合わせください。



助成対象となる訓練の実施形態

本助成金の助成対象となる訓練の形態は次のとおりです。事業主が作成した改善計画の主旨に沿った教育訓練の実施目的によって、助成対象となる訓練形態が異なります。

改善計画の主旨	訓練の実施目的	助成対象となる訓練の形態
新分野への進出に伴い、新たに人材を確保するために教育訓練を充実させる。	新分野へ進出するために必要な専門的スキル・知識を有する者を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ●OFF-JT(※4)による職業訓練等(実施時間10時間以上) ●従業員の申し出により受講する職業訓練等(実施時間は、教育訓練機関ごとに下限があります。)
高度なスキル・知識を有する人材を確保するために教育訓練を充実させる。	職業に必要な高度な専門的スキル・知識を有する者を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ●OFF-JT(※4)による職業訓練等(実施時間10時間以上) ●OJT(※6)による職業訓練(実施時間40時間以上) ●OFF-JTとOJTの組合せ訓練 ●従業員の申し出により受講する職業訓練等(実施時間は、教育訓練機関ごとに下限があります。)
	熟練スキル等(※5)を継承させる。	
青少年に実践的な職業能力を習得させるために教育訓練を充実させる。	熟練スキル等(※5)を継承させる。	<ul style="list-style-type: none"> ●OFF-JTとOJTの組合せ訓練 ●訓練期間は、6ヶ月以上2年以下 ●訓練時間は、1年当りに換算した時間が850時間以上 ●従業員の申し出により受講する職業訓練等(実施時間は、教育訓練機関ごとに下限があります。)
	青少年に実践的な職業能力を習得させるための訓練を実施し、「現場力」を養う。(具体的には、実践型人材養成システムによる訓練の実施を指します。)	

※4「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる訓練をいいます。

※5「熟練スキル等」とは、職業において労働者がその習得に相当の期間を要する熟練したスキル及びこれに関する知識をいいます。

※6「OJT」とは、業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的なスキル・知識の習得に係る職業訓練をいいます。

中小企業雇用創出等能力開発助成金は、中小企業労働力確保法に基づく助成金です。同法に基づく助成金には、他に次の助成金があります。

中小企業基盤人材確保助成金

- ・経営基盤の強化となる人材を雇い入れた場合の賃金の一部を助成します。

中小企業人材確保推進事業助成金

- ・構成中小事業者に対し、人材の確保や労働者の職場定着を図るための雇用管理の改善に関する調査、指導などを行った場合、実施に要した費用の一部を助成します。

助成額について

本助成金は、訓練の実施に要した費用及び訓練実施期間中に支払った賃金について、訓練時間に応じた額の2分の1に相当する額を助成します。

助成の種類	助成される額						
経費助成	<p>●訓練の実施に要した費用の2分の1に相当する額</p> <p>OFF-JTによる訓練の助成対象となる経費</p> <p>①訓練を実施するための設備・会場の借り上げ料</p> <p>②教科書代・教材費</p> <p>③部外講師の謝金 (助成対象となる謝金の限度額は、講師1人つき1時間3万円です。)</p> <p>④教育訓練機関に対して支払う入学料及び受講料 (教育訓練機関によっては経費が助成の対象外となる場合がありますので、事前に都道府県センターへご相談ください。)</p> <p>OJTによる訓練の助成対象となる経費</p> <p>部外講師の謝金 (助成対象となる謝金の限度額は、講師1人につき1時間5千円です。)</p> <p>●事業主が負担した従業員の申し出による能力開発に係る経費(教育訓練機関に支払う入学料及び受講料)の1/2に相当する額</p> <p>※1コースに係る1人あたりの助成限度額は、訓練時間に応じ次のとおりとなっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練時間</th> <th>経費助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600時間未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>600時間以上</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>	訓練時間	経費助成限度額	600時間未満	10万円	600時間以上	20万円
訓練時間	経費助成限度額						
600時間未満	10万円						
600時間以上	20万円						
賃金助成	<p>●OFF-JTによる訓練の実施期間中に支払った賃金について、訓練時間に応じた額の2分の1に相当する額</p> <p>●職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じ、支払った賃金の1/2に相当する額 (1人1コースあたり1200時間まで助成します。)</p>						

● 助成金支給の制限について

本助成金には、それぞれ以下の制限が設けられています。

1. 一の受給資格認定に基づく助成金の支給額が、1事業所につき500万円を超える場合は、500万円が限度となります。なお、年間職業能力開発計画の期間が1年未満である場合には、1年間に対する当該期間の割合に応じた額を減じた額が限度額となります。
2. 時間あたりの賃金助成額には、限度額が定められています。限度額は、雇用保険の基本手当の最高日額を、事業所の所定労働時間で除した額です。支給申請手続き時に機構各都道府県センター(以下「都道府県センター」といいます。)にご確認ください。

申請手続きの流れ

助成金の申請手続きは、次のとおりとなっています。1については都道府県へ、2については、各都道府県の職業能力開発サービスセンターへ相談をしてください。

- 1 都道府県知事に雇用管理の改善を実施するための改善計画を提出し、認定を受ける。
- 2 職業能力開発推進者を選任し職業能力開発サービスセンターへ選任調べを提出する。労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画を作成する。
- 3 事業内職業能力開発計画に基づき年間職業能力開発計画を作成し、機構各都道府県センターへ受給資格認定申請書を提出し、認定を受ける。
(申請時期は、3月、6月、9月、12月の年4回ですが、初回のみ随時提出可能です。)
- 4 認定を受けた年間職業能力開発計画に沿った訓練を実施する。
- 5 終了した訓練について、支給申請書を機構各都道府県センターへ提出する。
(申請時期は、4～5月、10～11月です。)
- 6 機構各都道府県センターにおいて、支給要件に合致しているかを審査し、支給要件を満たしているものについて支給する。

中小企業雇用創出等能力開発助成金に関するお問い合わせは

独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターまでどうぞ
お電話でのお問い合わせは全国どこでも

ナビ
ダイヤル

いいこよう
0570-001154 (全国共通)

- ご利用時間は9：00～17：00（土日祝日は休業）
- 最寄りの独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに自動転送されます。
- 携帯電話・PHSからはご利用になれません。
- NTT回線以外の方は、一部つながらない場合もあります。
- 通話料はお客様負担となります。